

海外犯罪遺族に弔慰金

100万円、自公が法案提出へ

自民、公明両党は、海外で犯罪に巻き込まれて死亡した被害者の遺族に対して弔慰金100万円を新たに支給できるようにする「国

外犯罪被害者弔慰金支給法案（仮称）」を今国会に提出する方針を固めた。秋の臨時国会での成立を目指

す。海外への旅行者や出張者が増加し、凶悪犯罪に巻き込まれる危険も増していることに対応する狙いがある。

国内に加え日本の船舶や航空機内での犯罪被害者には、犯罪被害者給付金支給法に基づき、殺人など故意

の犯罪で死亡した人の遺族には最高約3000万円が国から支給される。しかし、国外で犯罪被害に遭った邦人被害者は対象外で、10人が犠牲になった昨年1月の

アルジェリア人質事件以降、国による経済的な支援制度の新設を求める声が多く。

野党から出ている。

ただ、国外犯罪は、当該国の捜査機関に事実認定を頼らなければならない。国内犯罪の給付金制度では、犯罪被害の原因が被害者にもあるような場合などには減額や支給しないこともできるが、海外ではこうした審査が困難なことから、少額の弔慰金に限定することにした。今後、国外犯罪により重度の障害が残った被害者に対する給付金の支給制度も検討していく。